

入札契約の適正化に係るこれまでの取組み等

1. 入札契約の適正化に係る取組みの概要

- (1) 入札・契約適正化の取組みについて
- (2) 入札契約適正化法の概要
- (3) 適正化措置実施状況調査結果の概要
- (4) 入札契約適正化法に基づく適正化措置の要請

2. 入札契約適正化法施行後における更なる取組み等

- (1) 総合評価落札方式の概要
- (2) 国土交通省における多様な入札契約方式の実施件数の推移
- (3) 違約金特約条項の概要、普及の状況
- (4) 官製談合防止法の概要
- (5) 特殊法人等における新しい入札契約方式の概要

入札・契約適正化の取組みについて

沿革

明治22年

会計法制定

制定当時は一般競争方式（ただし、不良業者の参入等の問題が起こる）

明治33年

指名競争方式

資格審査をパスした有資格業者のうちから発注者が工事ごとに指名基準を満たしている業者を指名して競争入札

平成6年

一般競争方式の導入

（90年ぶりの大改革）

指名競争方式の改善

（参考）WTO政府調達協定による一般競争入札を導入すべき基準額（H16.4.1～H18.3.31）

国 (450万SDR)	7.3億円以上
政府関係機関 (1,500万SDR)	24.3億円以上
都道府県・指定都市 (1,500万SDR)	24.3億円以上

多様な入札方式 (平成10年建議より)

技術力評価方式 (平成10年度より国土交通省で試行中)	価格のみならず、価格以外の条件（例えば工期・安全性等）も競争の要素とした上で、それらの総合点数の最も優れた者を落札者とする方式
技術提案を受け付ける多様な入札方式	民間において、技術開発の進展が著しい工事や、施工方法等に関して固有に技術を有する工事
入札時VE	施工段階において現場に即したコスト削減につながる技術提案が期待できるもの。（平成13年3月より公募型指名競争入札以上の全ての工事で適用）
契約後VE	特殊な施設等について、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、業者が有する特別な技術を活用することが可能な工事
設計施工一括発注方式	

最近の取組み

入札契約適正化法の制定

<平成13年度より施行>

- ① 透明性の確保
入札・契約に係る全ての情報の公表、第三者機関によるチェックの促進
- ② 公正な競争の推進
一般競争入札、指名競争入札の適切な実施
- ③ 適正な施工の確保
丸投げの全面禁止、発注者の現場点検徹底
- ④ 不正行為の疑いのある場合の公正取引委員会等への通知の徹底 等

公共工事の入札契約の適正化のための方策検討委員会報告

<平成14年3月27日とりまとめ>

- 現場説明会の廃止
- 指名業者名の事後公表化
- 工事費内訳書の提出の促進 等
- 電子入札の導入拡大

入札契約適正化の徹底のための当面の方策について

<平成15年4月15日とりまとめ>

- 総合評価方式等の推進
- 工事成績評価の入札参加への反映
- 指名停止基準の強化
- 違約金特約条項の導入 等

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要等

公布 平成12年11月27日 施行 平成13年4月1日

目的 国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

①透明性の確保 ②公正な競争の促進 ③適正な施工の確保 ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

・発注工事名・時期等を公表（見通しが変更された場合も公表）

(2) 入札・契約に係る情報の公表

・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等

(3) 施工体制の適正化

・丸投げの全面的禁止
・受注者の現場施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告等

(4) 不正行為に対する措置

・不正事実(談合等)の公正取引委員会等

各発注者が取り組むべきガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

(2) 主な内容

- ① 第三者機関による入札過程、契約内容等のチェック
- ② 苦情処理手続き、体制等の整備
- ③ 入札・契約の方法の改善(総合評価方式等による民間の技術力の活用、指名競争における指名の適正化・透明化等)
- ④ 工事の施工状況の評価実施の徹底
- ⑤ その他(ダンピングへの対応等)

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

各発注者の適正化措置の実施状況についてフォローアップ

- ・毎年度、取り組み状況を把握し、公表 → 15年10月3日に、14年度末時点での調査結果をとりまとめ、公表
- ・適正化措置のさらなる実施を要請 → 15年10月31日に、財務省、総務省と連携し要請文を发出

入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について

標記調査の結果が、別添資料のとおり、まとまったので発表する。なお、これについては、国土交通省、総務省及び財務省のホームページ等に掲載することとしているが、そのポイントについては以下の通りである。

1. 入札契約適正化法により義務付けられた事項

入札契約に係る情報の公表

(1) 発注見通しの公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%、 市区町村： 95%

(2) 一般競争入札参加資格の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 89%(一般競争入札を実施している市区町村全体に対する割合)

(3) 指名基準の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%、 市区町村： 68%

(4) 指名業者名の公表

国、都道府県、指定都市： 100%、 特殊法人等： 97%
市区町村： 96%

(5) 入札者・落札者の名称、入札金額・落札金額の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 9割以上(落札者名・落札金額については98%)

(6) 契約の相手方の名称、工事の概要、工事の着手・完成時期、契約金額等の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 9割弱又は9割以上

(7) 契約変更後の相手方の名称、工事の概要、契約金額、契約変更の理由等の公表

国、都道府県、指定都市： 100%、 特殊法人等： 98%
市区町村： 約7割

(8) 随意契約の相手方の選定理由の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 57%

適正な施工の確保

◎ 施工体制台帳の写しの提出

国：90%、 特殊法人等、都道府県及び指定都市： 100%
市区町村： 78%

2. 適正化指針により努力することが求められている事項

入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

(1) 点数制度を採っている場合の競争参加者の点数の公表

国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 8割以上、 市区町村： 41%

(2) 等級区分を定めている場合の基準の公表

国： 100%、 特殊法人等： 89%、 都道府県： 91%
指定都市： 100%、 市区町村： 64%

(3) 予定価格の公表

- 国： 84%、 特殊法人等： 70%、 都道府県及び指定都市： 100%
市区町村： 64%
- 地方公共団体の公表方法（いずれも試行を含む）
事前のみ： 23%、 事後のみ： 25%
事前・事後併用： 17%、 未公表： 35%
※未公表には公表予定を含む。

(4) 低入札価格調査制度の調査要領の公表

国、特殊法人等、指定都市： 9割以上、 都道府県： 85%
市区町村： 56%

(5) 第三者機関の設置等（監査委員等既存の組織の活用等も含む）

国： 58%、 特殊法人等： 65%、 都道府県： 96%
指定都市： 100%、 市区町村： 3%

(6) 入札時における工事費内訳書の提出

国： 58%、 特殊法人等： 65%、 都道府県： 81%
指定都市： 69%、 市区町村： 42%

公正な競争の促進のための入札契約の方法の改善

(1) 一般競争入札の実施状況

国、都道府県、指定都市： 100%、 特殊法人等： 92%
市区町村： 32%

(2) 公募型指名競争入札の実施状況

国： 53%、 特殊法人等： 60%、 都道府県： 85%、 指定都市： 100%

その他

◎ 電子入札について導入段階又は実証実験段階にある発注者数

国： 13、 特殊法人等： 3、 都道府県： 22、 指定都市： 2
市区町村： 39 計 79

入札契約適正化法に基づく適正化措置の要請

すべての公共工事発注者の措置実施状況について調査を行うとともに、財務省と連名で国の機関、特殊法人等に対し、総務省と連名で地方公共団体に対し、それぞれ適切な措置の実施について要請を行うほか、実務的なマニュアルの作成、都道府県での説明会の開催等により発注者の取り組みを支援。

入札契約適正化法に基づく要請

H15.10.31公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

1. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保
 - (1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進
⇒ H15.11.12 入札及び契約に係る情報公表マニュアル
 - (2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進
⇒ H15.11.12 地方公共団体における入札監視委員会等
第三者機関の運営ガイドライン
 - (3) 苦情等への適切な対応の推進
2. 公正な競争促進のための入札及び契約の方法の改善
 - (1) 適切な入札方式の実施及び適正な企業評価に基づく
受注者選定の推進
 - (2) 入札時における工事費内訳書の提出等の促進による
談合等不正な入札の防止等

3. 低入札価格調査制度の適正な実施等によるダンピング
受注の防止の徹底
4. 談合に対する適切な対応による不正行為の排除の徹底
5. 適正な施工の確保
 - (1) 施工体制台帳の写しの発注者への提出の徹底
 - (2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準
の策定及び公表の推進
⇒ H15.11.7 施工体制台帳等活用マニュアル
- (3) 発注者支援データベースの活用の推進
6. 電子入札の導入等の推進

義務付け事項の遵守されていない人口10万人以上の地方公共団体については、要請にあわせて団体名を公表

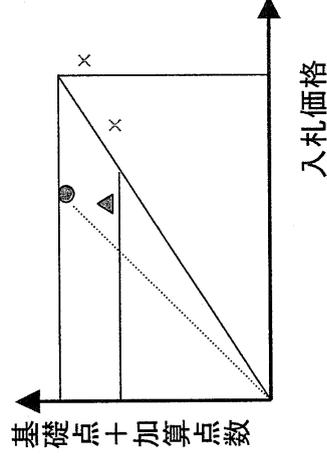
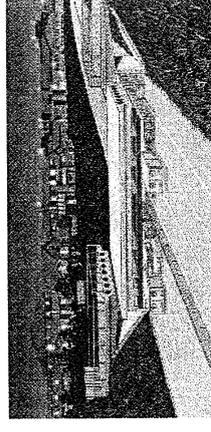
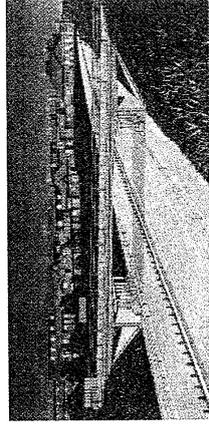
総合評価落札方式

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式。

【実施事例】

- ◆ 適用工事： 橋梁撤去工事
- ◆ 評価項目： 通行止による社会的損失を低減するため、通行止短縮時間と入札価格を総合的に評価。

【評価値 = (90点 + 通行止時間短縮時間 * 1.43点) / 入札価格】



平成14年度： 全発注金額の2割を目標として実施
⇒ 450件、約3,300億円(20.3%)で試行

平成15年度： 全発注金額の2割以上を目標に実施

多様な入札契約方式：実施件数の推移

年度	9	10	11	12	13	14
総合評価落札方式	-	-	2	5	34	450
設計・施工一括発注方式	2	1	1	4	14	15
入札時VE(対象工事件数) ^{*1}	35	17	18 (2)	16 (2)	54 (14)	393 (377)
契約後VE(対象工事件数)	101	134	282	320	1,585	2,011
性能規定発注方式 ^{*1}	-	2	14	28 (3)	69 (20)	179 (73)
マネジメント技術活用方式 ^{*2}	-	-	-	1	5 [1]	6 [5]

*1 ()内の数字は、総合評価落札方式の案件。

*2 []内の数字は、前年度からの継続案件。

国土交通省直轄工事等における違約金条項について

概要

工事及び建設コンサルタント業務等に関し、談合等の不正行為を行った受注者について、違約金(損害賠償額の予定)として発注者に支払わせる契約条項(特約条項)

対象となる契約

国土交通省発注の全ての工事・建設コンサルタント業務等(平成15年6月1日以降)

違約金の額

請負代金額(業務委託料)の10分の1

期待される効果

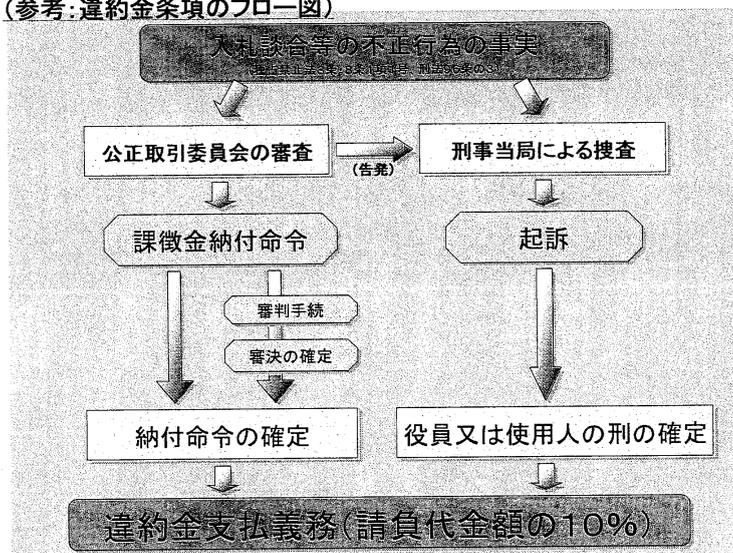
不正行為があった場合の国に生じた損害の回復を容易にするとともに、談合等の不正行為の抑止効果を発揮

違約金条項の適用

受注者について、以下の場合適用。

- ・独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより公正取引委員会が課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、
- ・公正取引委員会により告発され、独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき、
- ・刑法第96条の3(競売入札妨害罪・談合罪)に規定する刑が確定したとき

(参考:違約金条項のフロー図)



地方公共団体における違約金条項導入状況について

(平成16年4月1日現在)

○ 平成16年4月1日現在、全ての都道府県・指定都市において導入済み。

都道府県名	導入時期	率
北海道	平成15年1月	10%
青森県	平成14年4月	10%
岩手県	平成13年1月	10%
宮城県	平成13年4月	20%
秋田県	平成15年12月	10%
山形県	平成14年4月	10%
福島県	平成15年4月	10%
茨城県	平成16年4月	10%
栃木県	平成15年6月	10%
群馬県	平成15年7月	10%
埼玉県	平成13年8月	10%
千葉県	平成16年2月	10%
東京都	平成13年5月	10%
神奈川県	平成15年4月	10%
山梨県	平成15年4月	10%
長野県	平成15年4月	20%
新潟県	平成15年4月	10%
富山県	平成14年4月	10%
石川県	平成15年6月	10%
岐阜県	平成15年4月	10%
静岡県	平成16年4月	10%
愛知県	平成13年4月	10%
三重県	平成14年6月	10%
福井県	平成15年12月	10%
滋賀県	平成15年3月	10%
京都府	平成15年7月	10%
大阪府	平成13年9月	10%
兵庫県	平成14年7月	10%
奈良県	平成14年4月	10%
和歌山県	平成14年6月	10%
鳥取県	平成14年3月	20%
島根県	平成14年1月	10%
岡山県	平成16年4月	10%
広島県	平成14年4月	10%
山口県	平成13年7月	10%
徳島県	平成15年6月	10%
香川県	平成15年4月	10%
愛媛県	平成14年6月	10%
高知県	平成16年2月	10%
福岡県	平成14年1月	10%
佐賀県	平成15年10月	10%
長崎県	平成14年4月	10%
熊本県	平成14年4月	10%
大分県	平成15年4月	10%
宮崎県	平成15年4月	10%
鹿児島県	平成14年4月	10%
沖縄県	平成15年1月	10%

指定都市	導入時期	率
札幌市	平成14年7月	10%
仙台市	平成13年10月	10%
さいたま市	平成15年11月	20%
千葉市	平成15年4月	10%
横浜市	平成16年4月	20%
川崎市	平成14年4月	10%
名古屋市	平成13年10月	10%
京都市	平成14年1月	10%
大阪市	平成13年4月	10%
神戸市	平成13年4月	10%
広島市	平成14年6月	10%
北九州市	平成14年4月	20%
福岡市	平成13年8月	20%

【導入時期】 (団体数)

H12年度後半	1
H13年度前半	9
H13年度後半	6
H14年度前半	16
H14年度後半	3
H15年度前半	15
H15年度後半	6
H16年度前半	4

【違約金の率】 (団体数)

違約金率10%未満	0
違約金率10%	53
違約金率20%	7
違約金率20%超	0

※違約金率20%の団体

宮城県・鳥取県・長野県

さいたま市・横浜市・福岡市・北九州市

※川崎市の場合、必要に応じて、10%～25%

(H14年度の3件(談合情報案件)のみ25%)

※東京都水道局における水道メーター一買入契約に

おける違約金は、H15.12.1以降 10%→30%

入札談合等関与行為防止法のスキーム

〔平成14年7月31日公布
平成15年1月6日施行〕

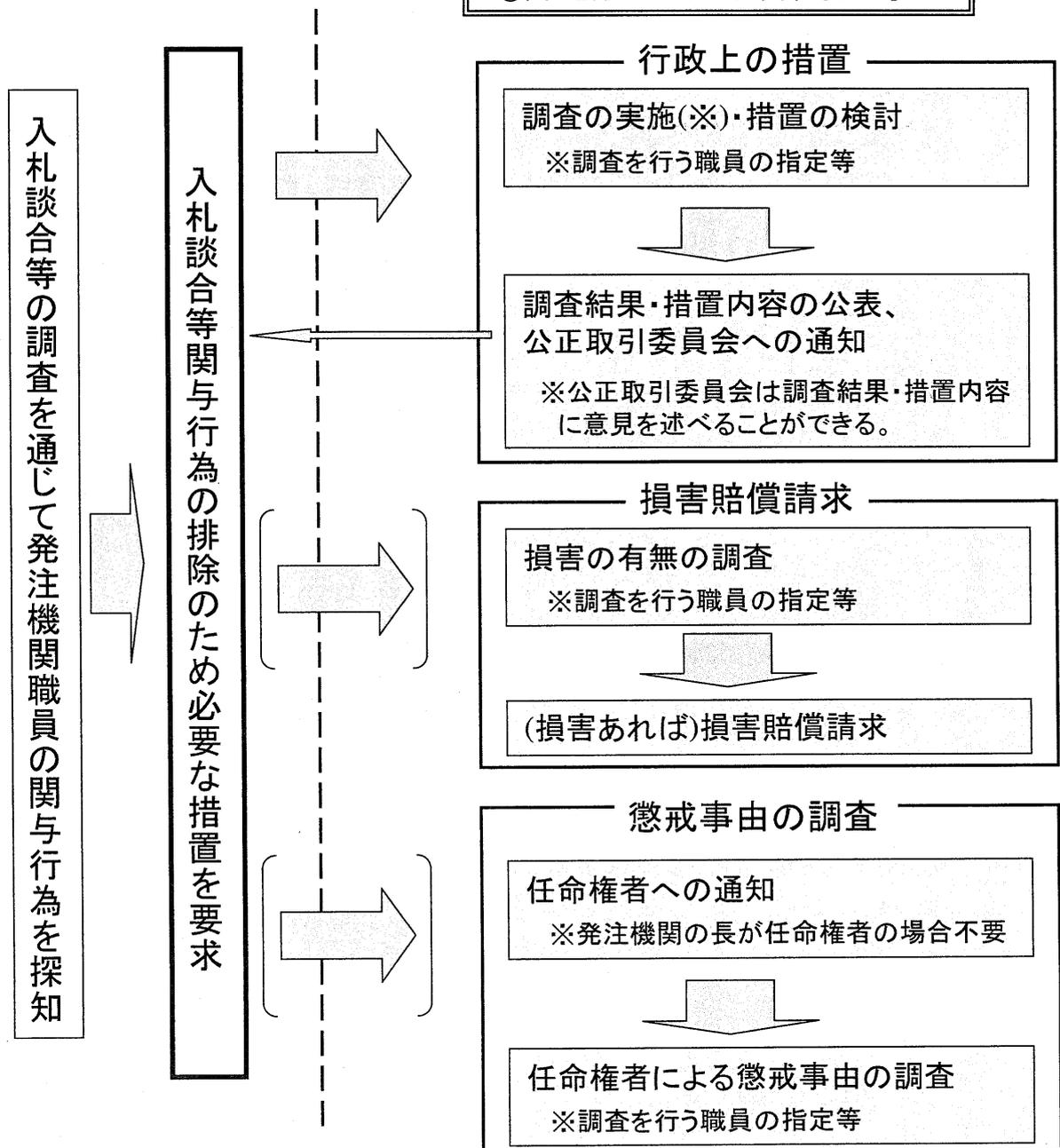
入札談合等関与行為

- ①事業者又は事業者団体に入札談合を行わせること
- ②特定の者をあらかじめ指名したり、特定の者との契約を希望する旨の教示・示唆
- ③入札・談合を行うことが容易となるような秘匿すべき情報の特定の者への教示・示唆

公正取引委員会

各省各庁の長等

- 〔①各省各庁の長、②地方公共団体の長、
③国・地方が1/2以上出資する法人〕



特殊法人等における新しい入札契約の方式について

1. 入札後に価格協議等を行う方式

(1) 概要

- ① 入札者のうち、予定価格を下回り、かつ最低の価格を提示した者を落札予定者とし、入札後、価格、工法等について協議を行う。
- ② 価格について、発注側の設計単価との比較等を行い、合理的な単価を採用する、または価格低減に資する技術提案を採用することで、その低減を図る。
- ③ 協議が不調であった場合には、当初の入札の際に次に低い価格で入札をした者と協議を行うか、再入札を行うこととなる。

(2) 実施主体

水資源機構、中部国際空港株式会社、関西国際空港株式会社等で実施又は試行中。

2. 入札前に技術提案等を行う方式

(1) 概要

- ① 受注希望業者に対し技術提案の公募を行うとともに、低価格資材、工法について発注者より提案。
- ② 業者提案の採否、公団提案の採否について、協議を行い、価格低減を誘導しつつ、各工法の採否を決定する。
- ③ 入札により、最低価格入札者を落札者とし、契約。

(2) 実施主体

都市基盤整備公団で試行中。